

2020.5.26

新型コロナウイルス感染症に関する情報 No17

世界的には新型コロナウイルス感染症の拡大が続く中、引き続き、政府の要請に基づき、厳しい環境下で衛生管理を強化しながら食品製造を継続し、国民への食料の安定供給に努めて頂いて来ていることに改めて敬意を表します。

5月25日、安倍総理は午前中に開催された「基本的対処方針等諮問委員会」で、21日に解除された京都府、大阪府及び兵庫県の3府県に加え、北海道、埼玉、千葉、東京及び神奈川の5都道府県について緊急事態宣言を解除すること、また、「基本的対処方針の変更案」について諮問し、了承されました。これにより全都道府県において緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められることから、緊急事態の解除となりました。

その後、総理は第36回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、概ね3週間ごとに、地域の感染状況や感染リスク等について評価を行いながら外出自粛やイベント等の開催制限、施設の利用制限の要請等について段階的に緩和することを盛り込んだ「基本的対処方針の変更案」を決定しました。

上記対策本部で決定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更内容について紹介します。

なお、引き続き厳しい状況下での事業運営が続くと考えられますが、具体的な課題や要望等があれば、事務局まで情報提供頂くようお願いいたします。

1 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」変更の主な内容

●前文では、区域判断にあたっての考え方（感染の状況、医療提供体制、監視体制等から総合的に判断）に基づき、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県を含めた全ての都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域に該当しなくなったと認められることから、緊急事態解除宣言を行うこと。

●緊急事態宣言が解除された後は、一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上

げていくこととなること。その際には「新しい生活様式」の定着や、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践が前提となることが示されました。

●緊急事態宣言解除後の都道府県における外出の自粛、イベント等の開催、施設の利用制限については、三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項 (3)まん延防止 (6) 緊急事態宣言解除後の都道府県における取組等において、概ね3週間ごと (①6月18日までの3週間程度、②その後の3週間程度、③②の後の3週間程度) に地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら段階的に緩和することとされました。

(5月25日の変更後の基本的対処方針は以下のURLを参照してください。)

(<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000633501.pdf>)

●基本的対処方針だけでは分かりにくいですが、内閣官房では同日付で、都道府県知事あてに「移行期間における都道府県の対応について」との題名の通知を発出しており、5月25日から7月31日までの約2か月間を移行期間とし、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げること、緩和の時期は6月1日、6月19日、7月10日からとすること、外出自粛等についてのステップ(移行期間)ごとの基本的考え方等を示しています。

●また、同通知ではイベント開催制限の段階的緩和の目安として、イベントの種類ごとの人数制限、外出自粛の段階的緩和の目安として県をまたぐ移動や観光等について移行期間のステップごとに具体例を示しています。

●8月1日以降の取扱いについては別途通知されることとなります。

(内閣官房の通知文は以下のURLを参照してください。)

(https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_0525.pdf)

以上

【本件のお問合せ先】

企画調査部 武石 (takeishi@shokusan.or.jp 03-3224-2365)
池田 (ikeda@shokusan.or.jp 03-3224-2379)

【国への要望の送信先】

メールの場合: jfia-kikaku@shokusan.or.jp
FAXの場合: 03-3224-2398